

ヤングケアラーへの支援広がる

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

埼玉県のケアラー支援条例制定と支援の取り組みをきっかけに、ヤングケアラー支援への共感と取り組みが広がっている。インターネットを検索しただけでも、次のような取り組みをみることができる。

- 埼玉県ケアラー支援条例
- 北海道栗山町ケアラー支援条例
- ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（厚生労働省 平成 30 年度から令和 2 年度、子ども・子育て支援推進調査研究事業、調査報告：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部）
- ヤングケアラー支援へ体制整備＝電話相談や教員研修通じ早期発見一鳥取県
この小文は、ケアラーの中でもとくにヤングケアラーについて、その概念（定義）や支援の取り組み状況をみたものである。

1. ヤングケアラーという概念について

埼玉県ケアラー支援条例と北海道栗山町ケアラー支援条例は、ケアラーとともにヤングケアラーについて定義または解説で説明している。

- 埼玉県ケアラー支援条例
 - 1 ケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
 - 2 ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- 北海道栗山町ケアラー支援条例
ケアラー 高齢、身体上若しくは精神上的の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助（以下「介護等」という。）を提供する者をいう。

【解説】 <「ケアラー」について>

本条例の支援対象とする「ケアラー」は、高齢者、障がいのある方、疾病のある方だけでなく、アルコールや薬物依存、ひきこもりなどのケアをしている方も含まれます。また、自身の家族以外の方の世話をしている場合や、家族に代わり家事や入浴、トイレの介助、さらに、幼い兄弟の世話などをする18歳未満の子どもも含まれます。ただし、業務として対価を得て行う場合を除きます。

2. 厚生労働省の調査について

厚生労働省はこの間 3 年にわたり、ヤングケアラーに関する調査研究事業を行ってきた（事業者は三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）。

- 令和 2 年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）
- 令和元年度 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）
- 平成 30 年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）

平成 30 年度の調査報告書は、調査の実施目的を次のように述べている。

<実施目的>

家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子ども（ヤングケアラー）は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、ヤングケアラー自身の育ちや教育に影響を及ぼしていることもあることから、このような子どもや家庭に適切な支援を行っていくことが必要である。

しかし、ヤングケアラーについては、日本ケアラー連盟ヤングプロジェクトの中で、自治体単位で教育関係を主とした調査(南魚沼市、藤沢市等)や、研究者の調査レベルで中学生や高校生の実態把握が行われているものの、国内において全国規模でヤングケアラーに関する実態把握がなされていないことや、関係者にきちんとした認識がされていないこともあり、対応が遅れがちになっている。

ヤングケアラーである子どもが適切な養育を受け、健やかな成長と教育の機会を得られ、子どもが介護・世話をしている家族に必要な福祉サービスを届けられるように支援することが重要であるため、全国での実態を把握・分析し、今後のヤングケアラーへの必要な支援方策の検討につなげることを目的とする。

令和元年度の調査は割愛して、令和 2 年度の調査報告書（公表は令和 3 年 3 月）は、埼玉県条例が制定された後の調査でもあることから、マスコミにも注目された。調査内容は膨大であるので参考資料を読んでいただくとして、「考察・提言」の一部を紹介する。

<考察・提言>

本調査では、WEB 調査ではあるが、全国の中高生の現在の学校生活の状況・困りごとや家族等の世話の状況について把握することができた。また、数は限られるものの、全日制の高校以外の定時制や通信制の高校生の実態の把握も行うことができ、全国の中高生の傾向がつかめる調査となった。

加えて、中学校・高校におけるヤングケアラーに対する認知度や対応の状況についても確認をすることができ、今後学校でのヤングケアラーへの対応を考えるための課題等が浮き彫りとなった。(中略)

今回の調査は、あくまでも全国の中高生のおおよその状況を把握するためのものであり、今後、自治体がそれぞれで子どもの状況を確認し、地域の実情に応じて対応を検討することが期待される

3. 埼玉県の取り組み

埼玉県は、埼玉県ケアラー支援計画（令和3年度～令和5年度、2021年度～2023年度）を定めている（令和3年3月策定）。県はその策定の趣旨を次のように述べている。

『ケアラーには介護や看護により大きな負担がかかっている現状があります。また、ケアラーは大人ばかりとは限らず、18歳未満のヤングケアラーも存在します。

ヤングケアラーは家庭環境により必然的に介護や援助を行っている場合が多く、ケアラーとしての自覚がないまま将来のための大切な時間をケアに費やしている可能性があります。

このような状況を踏まえ、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「埼玉県ケアラー支援計画」を策定することとしました。』

<埼玉県ケアラー支援計画> 令和3年度～令和5年度（2021年度～2023年度）

ここでは第4章、施策の展開を目次のみ紹介する。

第4章 施策の展開

基本目標1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進

1 ケアラーに関する啓発活動

基本目標2 行政におけるケアラー支援体制の構築

2-1 相談支援体制の整備

2-2 多様なケアラーへの支援

2-3 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援

2-4 ケアラーの生活支援

基本目標3 地域におけるケアラー支援体制の構築

3-1 ケアラーが孤立しない地域づくり

3-2 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充

3-3 仕事と介護の両立支援の推進

基本目標4 ケアラーを支える人材の育成

4-1 ケアラー支援への対応能力向上・連携強化

4-2 ケアラー支援を担う県民の育成

基本目標 5 ヤングケアラー支援体制の構築・強化

5-1 教育機関等によるヤングケアラー支援体制の構築

5-2 地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

<教育委員会におけるヤングケアラー支援施策>

もう1つ、今年（令和3年）4月12日に埼玉県教育局市町村支援部人権教育課が厚生労働省「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム 第2回会議」のヒアリングで報告した「教育委員会におけるヤングケアラー支援施策」を紹介する。

- ◇ ヤングケアラー支援における教育機関・福祉機関の相互連携の在り方 <イメージ>
情報共有・・・支援計画進捗状況、現場レベルでの学校と福祉機関の連携の不具合の把握、効果的な支援の在り方
協議・検討・・・具体的支援における課題の把握と調整、学校及び市町村等への指示・支援等の内容について
施策実施・・・啓発活動の実施（冊子配布）、研修実施（教育・福祉合同研修）等各種事業の一部の連携実施
- ◇ ヤングケアラー支援のために講じている施策～教職員の意識啓発のための研修等～
教職員等への働きかけ（理解促進・意識啓発）
 - ★学校の管理職及び教職員等を対象とした研修会において、現状認識、学校の役割、支援等の理解を深める等の研修内容の充実
 - ★行政説明機会の積極的活用による情報提供
児童生徒への働きかけ（意識啓発）
 - ★啓発ハンドブックの配布
 - ★新規事業（出張授業）の実施
- ◇ 埼玉県における支援施策～新規事業と教育・福祉合同研修～
学校におけるヤングケアラー支援事業
 - ★教職員・児童生徒・保護者向け「ヤングケアラーサポートクラス(YCSC)」の実施
- ◇ ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修（教育局人権教育課・福祉部地域包括ケア課共催）
- ◇ 児童虐待防止支援研修（教育局人権教育課・福祉部こども安全課共催）

4. 鳥取県の取り組み

鳥取県は、ヤングケアラー相談窓口を設置し、「困ったこと・話をしたいことがあったら、まずは相談してください。」と呼び掛けている。

相談窓口は、児童相談所3か所（福祉相談センター、倉吉児童相談所、倉吉児童相談所）

で、平日 8 時 30 分から 17 時まで開設している（祝日を除く）。また、県内 3 か所の児童相談所に相談窓口を設置することに合わせ、東部相談窓口も設置している。相談窓口では、ヤングケアラー当事者や保護者の悩みに寄り添い、ヤングケアラーの方を必要な支援に繋げることとしている。

5. 栗山町の取り組み

栗山町のこれまでの取り組みは以下のとおり。

- 平成 22 年 9 月 ケアラー実態調査（1 回目）
- 平成 24 年 3 月 ケアラー手帳配布
 - 11 月 まちなかケアラーズカフェ「サンタの笑顔」オープン
- 平成 25 年 1 月 ケアラーサポーター養成研修（受講者 45 名）
- 平成 26 年 4 月 ケアラーアセスメントシート導入
- 平成 27 年 3 月 ケアラーサポーター訪問開始
 - 9 月 ケアラー実態調査（2 回目）
- 平成 31 年 3 月 栗山町ケアラー支援推進協議会発足（第 1 回）
- 令和元年 10 月 栗山町ケアラー支援推進協議会（第 2 回）
 - 11 月 ケアラー支援専門員配置（2 名）
- 令和 2 年 2 月 ケアラー支援学習会（参加者 103 名）、栗山町ケアラー支援推進協議会（第 3 回）
 - 5 月 ケアラー支援相談専用ダイヤル開設
 - 7 月 スマイルサポーター出張相談開始
 - 8 月 家族介護者交流会開始
 - 11 月 ケアラー実態調査（3 回目）
 - 12 月 栗山町ケアラー支援推進協議会（第 4 回）
- 令和 3 年 1 月 栗山町ケアラー支援推進協議会（第 5 回）
 - 3 月 栗山町ケアラー支援推進協議会（第 6 回）、ケアラー支援学習会
 - 4 月 1 日 栗山町ケアラー支援条例施行

栗山町は、条例において「ケアラーの支援に関する推進計画」を策定することとしている。計画に掲げる事項は以下のとおり。

- (1) ケアラーの支援に関する基本方針
- (2) ケアラーの支援に関する具体的施策で次に掲げるもの
 - ア ケアラーの支援に係る包括的な情報提供及び相談・支援体制
 - イ ケアラーの交流及び集いの場の設置
 - ウ ケアラーの支援を担う人材の育成
 - エ ケアラーの支援の必要性や知識を深める広報及び啓発活動

6. 今後の課題

埼玉県や栗山町の取り組みは、既述のようにいきなり条例や計画を定めたものではなく、長い取り組みや議論を踏まえたものである。これから埼玉県や栗山町に続く自治体がでてくるであろうが、都道府県は埼玉県に市区町村は栗山町の取り組みに学ぶことが多いと思われるが、厚生労働省の令和2年度の調査報告書が提言しているように、地域の実情に応じて対応を検討することが求められる。

鳥取県が設置した相談窓口は、どう運営されていくのか注視することが必要だと思われる。何しろ、都道府県、市区町村とも、相談窓口は非常に多い。どう運営したら困っている当事者や支援者に支援が届くのか、人材育成はどうなるのかなど課題は多い。

いずれにしても埼玉県、鳥取県、栗山町の取り組みをまずは見守るとともに、他の自治体に広がっていくことを期待したい。

<参考資料>

- 埼玉県ケアラー支援条例（令和2年3月31日公布、同日施行）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/jourei.html>
- 埼玉県ケアラー支援計画（本文・資料）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/195872/keikaku-carer.pdf>
- 教育委員会におけるヤングケアラー支援施策（厚生労働省ヒアリング、埼玉県教育局市町村支援部人権教育課 令和3年4月12日（月））
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000767894.pdf>
- 北海道栗山町ケアラー支援条例（2021年3月22日公布、令和3年4月1日施行）
https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/uploaded/life/11021_11493_misc.pdf
- 令和2年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf
- 平成30年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000592954.pdf>
- ヤングケアラー支援へ体制整備＝電話相談や教員研修通じ早期発見一鳥取県
<https://www.pref.tottori.lg.jp/296824.htm>